

(目的)

第1条 この要綱は、私道を整備するため、予算の範囲内において、市が無償で砂利を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱について「私道」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、常時一般交通の用に供されているものをいう。

(支給対象)

第3条 砂利を支給することのできる私道は、次の各号の一に該当するもので、かつ、砂利を敷くことについて敷地所有者、借地権者、その他これに準ずる者(以下「所有者等」という。)の同意を得たものとする。

- (1) 起点及び終点が公道に接続している幅員2メートル以上の私道
- (2) 公道に接続している幅員2メートル以上、延長10メートル以上の袋路で現に3世帯以上が利用している私道
- (3) その他市長が公益上特に必要と認めた私道

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する私道は、この限りでない。

- (1)(旧)住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づく造成地内の私道
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条による団地内私道
- (3) 専ら賃貸借の用に供する家屋に係る私道

(代表者の選任)

第4条 砂利支給の申請を取り扱う者(以下「申請者」という。)は、私道の所有者等から選任された代表でなければならない。

(支給申請)

第5条 私道整備事業砂利支給申請書(第1号様式(様式略))に同意書(第2号様式(様式略))を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月15日までとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査その他必要な調査を行い、砂利の支給を決定する。

(支給)

第7条 市長は、前条の規定により支給を決定したときは速やかに砂利を支給するものとする。

(支給条件等)

第8条 申請者は、砂利敷工事を自ら行わなければならない。

2 申請者は、支給を受けた砂利を他の目的に使用してはならない。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。